

日本カトリック典礼委員会

聖体授与の臨時の奉仕者に
関する手引き

カトリック中央協議会

聖体授与の臨時の奉仕者に関する手引き

1 近年、多くの教区で、臨時に任命された信徒がミサの中で聖体授与の奉仕を行うようになりました。この奉仕者の導入にあたって留意すべき基本的な規則は、「教会法典」、「ローマ・ミサ典礼書の総則」、カトリック儀式書『ミサ以外のときの聖体拝領と聖体礼拝』などに個別に記載されているため、日本カトリック典礼委員会はこれらの規則をまとめて「手引き」として提示することにしました¹⁾。すでに聖体授与の臨時の奉仕者²⁾を導入している場合も、今後導入を検討する場合も、本「手引き」を参考にして、実践されるよう願っています。

I 一般原則

通常の奉仕者

2 聖体を授与する通常の奉仕者は、司教・司祭・助祭です³⁾。

3 司教・司祭・助祭が病氣・高齢、あるいは司牧上の務めなど正当な理由で聖体を授けることができない場合や、拝領者が非常に大勢であるためにミサが大幅に長引く場合、ミサを共同司式している他の司教・司祭・助祭が聖体の授

1) 本「手引き」は、2014年4月3日の日本カトリック司教協議会常任司教委員会で承認され、同年6月の日本カトリック司教協議会定例司教総会で小冊子の形式で発行することが確認されました。

2) 教皇庁典礼秘跡省指針『あがないの秘跡（2004年3月25日）』154（*Redemptionis Sacramentum*）で、「聖体奉仕者」という名称は正確には司祭のみに属すると定められていることに基づき、日本カトリック司教協議会は2007年度定例司教総会において、聖体授与に携わる信徒の奉仕者の名称を「聖体授与の臨時の奉仕者」とすることを決定しました。

3) 教会法第910条第1項参照。

与を助けることができます⁴⁾。

臨時の奉仕者

4 3のような状況で、他の司教・司祭・助祭が不在の場合、正式に選任された祭壇奉仕者⁵⁾、もしくは聖体授与のために正式に任命された信者に臨時に聖体の授与を任せることができます⁶⁾。

また予測ができない特別な場合、必要なら司祭はそのミサの中で奉仕するためにだけふさわしい信者を任命することができます⁷⁾。

任命者

5 教区長は、信者の信仰生活のために必要があり、しかも司祭・助祭・祭壇奉仕者が不在の場合には、他の臨時の奉仕者を任命することができます⁸⁾。この任命にあたって、教区長は、聖体授与の臨時の奉仕者の任期について定めることができます⁹⁾。

6 教区長は、真に必要な場合には、司牧に携わる司祭に、聖体を授与する奉仕者を臨時に任命する権限を付与することができます¹⁰⁾。

臨時の奉仕者の任命

7 聖体授与の臨時の奉仕者は、原則として、朗読奉仕者、神学生、修道者、教話担当者、信徒の順で選ばれます。ただし、教区長はこの順序を変更することができます¹¹⁾。

4) 「ローマ・ミサ典礼書の総則」162、カトリック儀式書『ミサ以外のときの聖体拝領と聖体礼拝』「緒言」17参照。

5) 同参照。

6) 同参照。

7) 『ローマ・ミサ典礼書（規範版第3版）』補遺「聖体拝領の奉仕者任命式」、カトリック儀式書『ミサ以外のときの聖体拝領と聖体礼拝』122頁参照。

8) カトリック儀式書『ミサ以外のときの聖体拝領と聖体礼拝』「緒言」17参照。

9) 同17①参照。

10) 同17②参照。

11) 同17④参照。

任命式

8 教区長または司祭によって聖体授与の臨時の奉仕のために選ばれた者に対しては、時間がゆるせば定められた式に基づいて任命式を行います¹²⁾。

臨時の奉仕者の養成

9 ゆだねられた務めをふさわしく果たすために、聖体授与の臨時の奉仕者は、教区の方針に基づいて、神学的・靈的・典礼的なふさわしい養成を受けるようにします。

修道院内での奉仕

10 修道院内では、司教・司祭・助祭以外の者が聖体を授与するための条件を満たしている場合、教区長は聖体授与の権限を修道院長またはその代理者に付与することができます¹³⁾。ただし、権限ある修道院長またはその代理者であっても小教区で聖体授与の奉仕をする場合には、事前に当該小教区の主任司祭に相談します。

臨時の奉仕者の転籍

11 聖体授与の臨時の奉仕者に任命された者が他の小教区に転籍した場合、転籍先の主任司祭の指示に従います。

病者の聖体拝領と最後の糧

12 病者の聖体拝領と最後の糧は、通常は司祭・助祭の務めです。ただし、司祭・助祭が不在の場合や病気・高齢・司牧上の務めなどの理由で病者のもとに行くことができない場合、選任された祭壇奉仕者および正式に任命された聖体授与の臨時の奉仕者にその務めをゆだねることができます。その場合は、カトリック儀式書『ミサ以外のときの聖体拝領と聖体礼拝』第二章の式文を使用します。

12) 同 17 ⑥参照。

13) 同 17 ⑤参照。

Ⅱ 奉仕に際しての留意事項

心構え

13 聖体授与の臨時の奉仕者は、キリストの御からだと御血に対して、心からの尊敬を表さなければなりません。奉仕に際しては、典礼における祈りの雰囲気を保つよう、落ち着いた所作を心がけます。

準備の必要性

14 聖体授与の臨時の奉仕者は、ミサの前に個人であるいは他の奉仕者とともに、できるかぎり祈りや黙想を通して霊的準備をするよう心がけます。また、聖堂には時間の余裕をもって到着し、動きや奉仕する場所などについて司式者および他の奉仕者と事前に打ち合わせをします。

臨時の奉仕者の服装

15 聖体授与の臨時の奉仕者は、アルバ、もしくはふさわしい服装を着用します。平服の場合は、胸に十字架を下げるなど、奉仕者であることを示すしるしを用いることもできます。

臨時の奉仕者の席

16 聖体授与の臨時の奉仕者が入堂行列に加わる場合、内陣に用意された席に座ります。入堂行列に加わらない場合は、会衆席前方に席を用意します。

ホスティアの分割

17 助祭あるいは共同司式者の何人かは、平和の賛歌の間に、主司式者がホスティアを裂くのを助けることができます¹⁴⁾。ただし、祭壇奉仕者と聖体授与の臨時の奉仕者はホスティアを裂くことはできません。

14) 「ローマ・ミサ典礼書の総則」83、240 参照。

聖体授与の準備

18 聖体授与の臨時の奉仕者が会衆席に座っている場合、適当であれば平和の賛歌の間に内陣に入り、祭壇から離れた場所に立って、聖体授与に備えることができます。

臨時の奉仕者の拝領

19 聖体授与の臨時の奉仕者は、司式者が拝領した後で祭壇に近づきます¹⁵⁾。また、祭壇に近づく前に、必要であれば手をすすぐことができます。

20 司祭の拝領が終わると、聖体授与の臨時の奉仕者は司祭または助祭から聖体を受けます。聖体授与の臨時の奉仕者は、パテナから自分でホスティアを取って拝領することはできません¹⁶⁾。両形態による拝領の場合も、祭壇上に置かれたカリスを自分で取って御血を拝領することはできません¹⁷⁾。

聖体授与の奉仕

21 聖体授与の臨時の奉仕者の拝領が終わると、司祭または助祭は、聖体授与の臨時の奉仕者一人ひとりにホスティアの入ったパテナやピクシス（チボリウム）を渡します。カリスの奉仕をゆだねる場合は、プリフィカトリウムも一緒に渡します。

22 聖体授与の臨時の奉仕者は聖体の容器を受け取った後、それぞれが奉仕する場所に向かいます。聖体を授与する際には「キリストの御からだ」とはっきり告げてホスティアを拝領者に示し、拝領者が「アーメン」と答えてから授与します。御血を授与する際には、「キリストの御血」と告げ、拝領者が「アーメン」と答えてからカリスを渡します¹⁸⁾。

聖体授与の臨時の奉仕者が、ホスティアを御血に浸して拝領者の口に授ける

15) 同 162 参照。

16) 同 160 参照。

17) 同参照。

18) 日本カトリック司教協議会『日本におけるミサ中の聖体拝領の方法に関する指針（2014年9月4日）』11、12、20、21 参照。

方法を用いる場合は、事前に司祭から十分な指導を受ける必要があります。

23 聖体授与の臨時の奉仕者は、授与したホスティアを拝領者がその場ですぐ
にすべてを拝領するのを確認します¹⁹⁾。

24 ホスティアもしくはその小片を落とした場合、うやうやしく拾い上げて自
分で拝領します。御血をこぼした場合は、その場所を水で洗い、この水はサク
ラリウムに流します²⁰⁾。

祭器のすすぎ

25 聖体を授与した後、祭器をすすぐのは司祭あるいは助祭、または選任され
た祭壇奉仕者の務めです²¹⁾。聖体授与の臨時の奉仕者は、祭器をすすぐことは
できません。

ミサ後の振り返り

26 ミサの後、自らの奉仕について振り返り、必要があれば司祭の指導を受け
たり、他の奉仕者と意見交換したりすることは、よりよい奉仕のために役立ち
ます。

2014年4月3日

日本カトリック典礼委員会

19) 教皇庁典礼秘跡省指針『あがないの秘跡(2004年3月25日)』92 (*Redemptionis Sacramentum*) 参照。

20) 「ローマ・ミサ典礼書の総則」280 参照。サクラリウムが設置されていない場合、この水は下水に流さず、教会や修道院にある草木の水として使用します。

21) 「ローマ・ミサ典礼書の総則」279 参照。